

公園使用料改定のお知らせ

名古屋市では、「名古屋市都市公園条例」を改正し、令和8年4月1日から使用料を改定し、使用料は以下のように変更されます。

施設	単位	変更前単価 (円)	変更後単価 (円)
電柱、支柱、支線等	1本あたり年額	3,400	3,500
電話柱、支柱、支線等	1本あたり年額	2,000	2,100
変圧塔、公衆電話所等	1基あたり年額	2,600	2,700
水道管、下水道管、ガス管等	1mあたり年額 【管の外径】		
	外径が70mm未満	54	55
	外径が70mm以上100mm未満	77	79
	外径が100mm以上150mm未満	120	120
	外径が150mm以上200mm未満	150	160
	外径が200mm以上300mm未満	230	240
	外径が300mm以上400mm未満	310	320
	外径が400mm以上700mm未満	540	550
	外径が700mm以上1m未満	770	790
	外径が1m以上	1,500	1,600
地下駐車場、地下占用施設	1㎡あたり年額 ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合は、その露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算します。	2,600	2,600
郵便差出箱等	1基あたり年額	1,000	1,100
市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積1㎡あたり日額	2,800	3,000
自転車駐車場	1㎡あたり年額	占用する土地の適正な評価額に0.014を乗じて得た額	占用する土地の適正な評価額に0.013を乗じて得た額

地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 m ² あたり年額	10,000	11,000
太陽電池発電施設	1 m ² あたり年額	2,600	2,600
工事用資材置場等	1 m ² あたり月額	1,000	1,100
保育所その他社会福祉施設 (変更なし)	年額	広場に設ける場合 名古屋市財産条例 第7条第1項第1 号に規定する額の 最低額に1.2を乗 じて得た額 公園施設である建 築物内に設ける場 合 名古屋市財産 条例第7条第1項 第3号に規定する 額の最低額に1.2 を乗じて得た額	広場に設ける場合 名古屋市財産条例 第7条第1項第1 号に規定する額の 最低額に1.2を乗 じて得た額 公園施設である建 築物内に設ける場 合 名古屋市財産 条例第7条第1項 第3号に規定する 額の最低額に1.2 を乗じて得た額
その他	1 m ² あたり日額	150	150

※ 使用料の額の基礎となる面積又は長さの端数処理は、小数点以下第3位未満切り捨て。

令和8年4月1日以降引き続き設置されるもの及び新たに設置されるものは「変更後単価」により使用料を算出します。

【問い合わせ先】

緑地部緑地管理課 (052) 972-2470